

協働提案サポートデスク設置要領

これからの地域づくりにおいて、少子高齢化や人口減少に伴う地域の活力の低下により生じる様々な公共的課題に対応するためには、NPO、企業、県民、大学、シンクタンク等（以下「NPO等」という。）の様々な主体がそれぞれのアイデアや強みを活かし協力して問題解決に取り組むことが求められています。地域のニーズを把握し、縦割り行政の枠を取り払って事業を行うことのできるNPO等が創意工夫を活かし、行政と協働することで、全体として効果的なサービスを提供することができます。

このような考え方にたち、本県では、NPO等の皆さんからの提案を受け付ける窓口を設置し、皆さんと一緒に協働事業の事業化に取り組みます。

● 窓口のコンセプト

NPO等の皆さん自らが企画し、実施主体となることが可能な協働事業を県にご提案いただき、提案に関係する課・機関（以下「関係課等」という。）との意見交換会等の協議の場を設けるなど、提案者の立場に立って事業化に向けた検討を行います。

提案は随時受け付けします。

自ら行わない行政施策についての要望、提言、苦情等については、「県民の声」で対応いたします。

【窓口のしごと】

企画提案の受付・助言

情報の提供

提案に係る関係課への取次ぎ及び調整

検討結果の回答・公表

● 募集事業

募集する協働提案は、自らが企画・実施することが可能で、地域課題の解決に向けて有効な事業であれば分野も規模も問いませんが、以下の事業は除きます。

自らが企画し、実施主体となることができない事業

特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

公序良俗に反する内容の事業

● 提案者の要件

次のすべての要件を満たすNPO（NPO法人、法人格を有しない民間非営利組織、市民活動団体、ボランティア団体等）、企業、県民、大学、シンクタンク等とします。

県内において事業を的確に遂行できる団体若しくは者であること。

宗教活動や政治活動を行うことを主たる目的とした団体でないこと。

暴力団又は暴力団の統制下でないこと。

上記要件を満たす複数の団体・者が協働で提案することもできます。

提出方法

提案に当たっては、次の項目を記載した協働事業企画提案書を提出してください。企画提案書の記載方法等については、鳥取力創造課の担当がサポートしますので、気軽にご相談ください。

なお、提出書類は、鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課へ郵送、持参、メールのいずれかをお願いします。

【企画提案書の記載事項】 様式は特に定めておりません。

提案者氏名若しくは団体名・連絡先

事業の目的・ねらい・効果

事業の内容

実施体制（予定で可）

県に期待する役割

提案に対する回答等

提出された提案は、関係課等に取り次ぎ、検討を依頼します。

関係課等は、検討結果を鳥取力創造課に提出します。なお、検討過程や回答時において、必要に応じて、関係者による意見交換を行う場を設けます。

受付後、30日以内に検討結果を理由を付して回答します。なお、30日以内に検討結果がまとまらない場合は、その時点での検討状況をお知らせし、まとまり次第改めて回答します。

検討の結果、可能なものはさらに意見交換などを行い、事業化に向けた取り組みを進めていきますが、予算措置ができない場合など事業内容を修正したり、実施を断念することがあり得ることを予めご承知ください。

意見交換会等

提案後、必要に応じて提案者と県担当課との間で提案内容に関する協議をするための意見交換の場（通称：パートナーシップ会議）を設けます。出席につきご協力をお願いします。

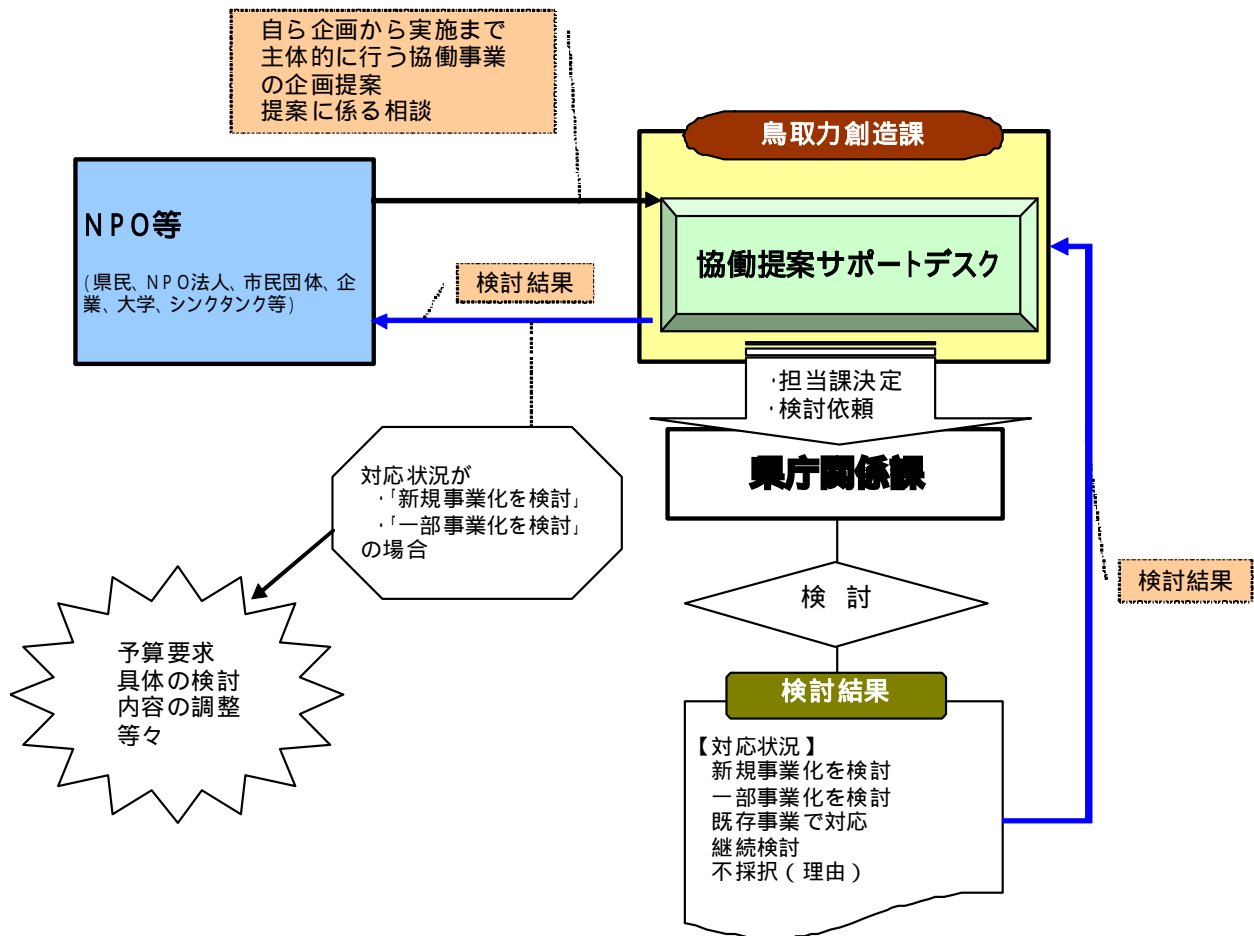
パートナーシップ会議には、場合によっては、他の団体や市町村職員の参加を要請することがあります。

会議の結果などの検討経過は県のホームページ等で公表します。

提案及び回答の公表

提案の受付、回答状況及び当該事業の実施結果については定期的に県のホームページ等で公表します。

協働提案サポートデスク処理フローのイメージ



パートナーシップ会議

次の各段階で関係者による意見交換の場(パートナーシップ会議)を必要に応じて開催。

[パートナーシップ会議開催のイメージ]

関係課による提案に係る検討段階

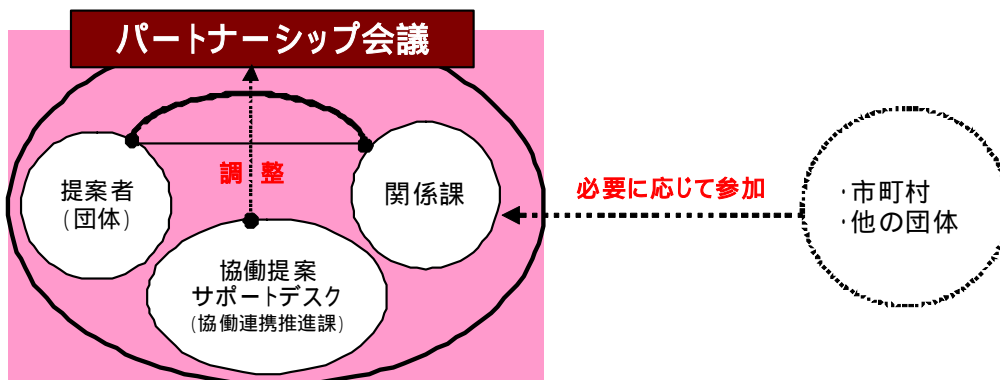
提案内容の不明な点の確認、詳細についての相互確認等

関係課による検討結果(案)を伝える段階

提案に対する修正意見や不採択の理由等の説明

提案事業について事業計画書作成等を進める段階

提案の具体的内容・役割分担・経費等の協議・調整



協働とは？

協働とは、NPO、企業、行政の社会的立場や目的の異なる組織が、互いのメリットのために各々の持つ資源（人材、物資、ノウハウ等）を持ち寄り、対等の立場で協力し合うことをいいます。

（平成19年7月改訂 鳥取県 「協働推進ガイドライン」より）

協働の事例

事例1 県からNPOへの委託により、広報誌を作成する。

【役割】

NPO：掲載内容の企画・作成、取材、印刷、民間への配布

県：掲載内容に関する相談・情報提供、取材先への橋渡し、公的機関への配布、印刷費等の負担

【効果】

- ・民間の視点で、掲載テーマや内容を設定することができます。
- ・官民双方がもつ幅広い情報を掲載することができます。
- ・広報誌を作成するためのノウハウを両者で共有することができます。
- ・お互いに人的ネットワークが広がります。
- ・費用を行政が負担します。

事例2 NPOと県の協働により、講習会を開催する。

【役割】

NPO：企画立案、講師の選定、広報、準備、当日の運営管理、費用の負担

県：講師の派遣、広報、共催（又は後援）、費用の補助

【効果】

- ・官民双方がもつ幅広い情報を提供することができます。
- ・県の広報媒体を通じて、広く県民に講習会を周知することができます。
- ・県の共催又は後援により、講習会の社会的な信用度を高めることができます。
- ・費用の負担を軽減することができます。

協働提案サポートデスク

〒 680 - 8570

鳥取県鳥取市東町1丁目220

協働提案サポートデスク（鳥取県鳥取力創造課内）

電話：0857 - 26 - 7070・7071

ファクシミリ：0857 - 26 - 8111

電子メール：kyoudouteian21@pref.tottori.jp（専用メールアドレス）